

2026年9月25日

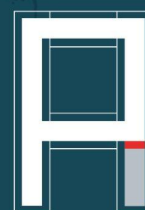
報道関係者各位

株式会社Proud Partners

【建設業分野】特定技能人財への支援、就労環境の一層の「健全化」を加速
建設特定技能コンソ（CONSSO）に加入、正しい制度理解の一翼を担う
～建設業分野で、累計1,230社、4,460名の支援で感じた「現実と理想の乖離」を解消すべく加盟～

建設特定技能コンソ (CONSSO) に加入

加入日：2026/7/31



Proud Partners

株式会社Proud Partners（本社：東京都新宿区、代表取締役：鈴木竜二）は、建設業分野における特定技能制度の正しい理解の促進、特定技能人財への適切かつ円滑な支援への問題意識を背景に、[建設特定技能支援機関 連絡協議会（以下、「建設特定技能コンソ（CONSSO）」）](#)の設立趣旨に賛同し、2026年7月31日付けで、建設特定技能コンソ（CONSSO）に加盟したことをお知らせいたします。同時に、弊社は今回の加入を機に、より多くの関係機関とともに特定技能人財への支援、就労環境の一層の「健全化」を加速させ、我が国の建設産業の持続的な発展に貢献することを宣言いたします。

建設業分野の特定技能制度の運用をめぐっては、2026年3月時点の速報値で51,055人の特定技能1号人財が就労しており（詳しくは[法務省発表資料を参照](#)）、彼らを受け入れる建設関連企業は現在1.9万社超あると言われています¹。また、建設業分野では[受入れ企業への上乗せ基準が設定されている](#)など他産業にはない特殊性もあります。

弊社は、社会のインフラを支える建設業分野において、2019年4月の特定技能制度開始から、コロナ禍における制度・区分の見直し、入国制限解除から現在に至るまで、建設現場で

¹ [第7回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議](#)（2025年7月17日開催）の資料1-1「[特定技能制度及び育成就労制度の分野別協議会について](#)」内の「建設分野の特定技能協議会」の加盟企業数に関する記載を参考にしています。

施工の最前線に立つ中小の施工会社1,230社に特定技能人財4,460名（いずれも2026年9月1日時点の建設業限定での累計数）の受入れ・定着を支援して参りました。

これまでの支援を通じて、特定技能1号人財の適切かつ円滑な受入支援と安定的な活動に必要な不可欠な義務的支援（10項目）の理解が乏しい受入企業や登録支援機関²が存在すること、そのために建設業分野における特定技能人財への支援内容の質にバラツキがあることなど、「現実と理想の乖離」を目の当たりにし、「正しい制度理解」「適切かつ円滑な支援」への問題意識を強めていました。そこで、弊社独自に建設産業及び特定技能業界へのアプローチを始めていました³。

その折、一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）および一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）が中心となって、建設業分野において特定技能人財の適切かつ円滑な受入れ支援ができるよう、登録支援機関が一堂に集い、建設業分野の特定技能に係る関係機関と相互に連携することを目的に、2026年6月に建設特定技能コンソ（CONSSO）が設立されました。私たちは、これまでの問題意識から建設特定技能コンソ（CONSSO）の設立目的、目指す方向性に大いに共感し、2026年7月31日付けで、建設業分野で多くの実績を有する登録支援機関の一つとして、建設特定技能コンソ（CONSSO）に加盟するに至りました。

弊社は、今後、弊社が2026年4月に設立したTGC（特定技能コンソーシアム）が保有する**特定技能人財のデータ**（介護・外食・農業など産業横断で1,200名超）や**建設業以外の産業での成功事例等を、建設特定技能コンソ（CONSSO）に情報連携していく所存**です。そして、建設特定技能コンソ（CONSSO）と共に、**受入企業と登録支援機関の課題解決、あるべき支援の在り方への移行を進め、建設分野の特定技能人財等の適正な就労環境の底上げを後押しする活動**を率先し、**建設産業の持続的な発展**に貢献して参ります。

建設特定技能コンソ（CONSSO）の加入に寄せて

～株式会社Proud Partners 取締役 松本 凌より～

“特定技能人財の受入れでは、在留手続だけでなく、雇用条件・賃金・各種手当、年間労働時間や休日、住居費控除、社会保険、安全教育、資格取得、日本語支援、定期面談、離職防止まで、**受け入れ企業と登録支援機関が連携し、継続的に法令を遵守した適正運用**をする必要があります。

特に**建設分野**では、現場ごとの就労実態の把握、制度改正への対応、特定技能2号へのキャリア形成、特定技能人財本人への分かりやすい説明など、**受入れ後の運用に多くの課題**があると実感しています。



弊社は、建設特定技能コンソ（CONSSO）への加入を通じ、各社の実務知見や好事例を学び、**制度理解と支援品質をさらに高めるとともに、自社で蓄積してきた建設分野の申請・就**

² 登録支援機関とは、特定技能人財が業務及び日常生活を円滑に行えるための支援を、特定技能人財の受入れを行う企業に代わって行うことができる機関を言います。なお、特定技能1号については、10の義務的支援の対象となっています。義務的支援の内容は、法務省WEBをご参照願います。

³ 弊社は、建設業分野では、特定技能人財の受入れの「最初の一步」を応援する取組み（2025年12月開始。詳しくは[こちら](#)）や受入・定着の好事例の公開（2026年5月開始。詳しくは[こちら](#)）を実施中です。また、特定技能業界においては、[2026年4月に、建設・介護・外食など産業横断で特定技能人財の実態の可視化等を目的に「TGC（特定技能コンソーシアム）」を設立し、7月には「特定技能人材1,236名への独自調査」の結果を発表](#)しました。

労支援の経験も共有し、外国籍人財が安心して長く働ける受入れ環境づくりと、建設産業の持続的な発展に貢献していきたいと考えています。”

建設特定技能コンソ（CONSSO）について

建設特定技能コンソ（CONSSO）の概要	
正式名称	建設特定技能支援機関 連絡協議会（Council of Construction Specified Skilled Worker Support Organizations） ※略称：建設特定技能コンソ（CONSSO）
設立日	2026年6月4日
設立目的	建設分野の特定技能制度の適正な運用を推進し、新規及び既存の受入れ企業に対して正しい制度理解を広めるとともに、建設分野の登録支援機関が、外国人材への人権配慮の充実等を通じて、登録支援業界全体の健全化及びレベルアップ支援を図ること
会長	本郷 康嗣 氏 （一財）国際建設技能振興機構（FITS）事業部次長
主な構成員	1. 建設業分野の登録支援機関 2. （一社）建設技能人財機構（JAC） 3. （一財）国際建設技能振興機構（FITS） ※オブザーバー：国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課、（公財）入管協会
WEB	https://ssw-consso.jp/

株式会社Proud Partnersについて

株式会社Proud Partnersは、外国籍人財が公平かつボーダレスに働き、日本社会に貢献できる仕組みを実現することを目指し、建設業・外食業を中心に特定技能分野で延べ7,841名以上、2,000社・3,624店舗への人財支援実績を誇る業界トップクラスの企業です（2026年1月時点）。

「生まれる場所は選べないが、自分が生きる場所は後から選ぶことができる」

—そんな考え方を大切にし、その選択を後押しできる企業であることを目指し、サービスを展開しています。

会社概要

設立：2012年7月
住所：新宿本社（東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー28階）
資本金：1億円（2024年6月時点）

事業内容： 特定技能専門人財紹介事業、登録支援事業

代表取締役：鈴木竜二

HP：<https://proudcorp.com/>

本件に関するお問合せ先

お客様からの特定技能人財に関するお問合せ

<https://proudcorp.com/contact/>

報道関係者からのお問合せ

株式会社Proud Partners

社長室（担当：鈴木綾）

メールアドレス：pr@proudcorp.com / 電話番号：070-3158-3995

【ご参考①】特定技能制度について

制度概要	人手不足が深刻な特定産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国籍人財を受け入れるために創設された、就労目的の在留資格です。 2019年4月から導入され、2025年には16分野で1号、11分野で2号の在留資格が認められています。
目的	国内人財を確保することが困難な分野で、外国人労働力を確保し、経済を支えることを目的としています。
在留資格 (ビザの種類)	特定技能1号と特定技能2号の2種類があり、2号は1号よりも高い専門性や技能が求められます。 ▼ビザの種類 特定技能1号: 特定産業分野で一定の知識や経験を持つ外国人労働者を対象とし、技能試験や日本語能力試験で能力を評価する。 特定技能2号: 1号の外国人労働者が、高度な専門性・技能を有し、2号分野での就労を希望する場合に、より長期的な在留を認める。
分野	建設、造船・船用工業、物流、農業、漁業、製造、介護等の社会のインフラに大きく紐付いている16の産業。（2027年以降は19分野に拡大）
制度の背景	深刻化する人手不足に対応し、経済・社会基盤の持続可能性を維持するために創設されました。
関連リンク	法務省 特定技能制度について https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html

【ご参考②】建設分野の特定技能制度（1号）について

※特定技能2号も建設分野は対象となっています。

受入れ見込み数	76,000人 ※ 2026年1月23日に閣議決定（2029年3月までの受入れ見込数）
従事業務	土木、建築、インフラ・設備 ※詳細は法務省又は国土交通省WEBをご覧ください。 ▼法務省【特定技能制度（建設分野）】 https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/construction.html ▼国土交通省【建設分野での外国人受入れ関係】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html
人財基準	・技能試験：建設分野特定技能1号評価試験等 ・日本語試験：国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）又は日本語能力試験（N4以上） ※特定技能1号になるには、①上記の試験に合格（技能実習2号を未修了の場合）するか、②技能実習2号を良好に修了し特定技能に切り替えるかの2ルートがあります。
在留期間	在留期間は通算で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年） ※家族の帯同は認められていない
雇用形態	直接雇用
受入企業の主要義務	建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた上乗せの基準として、国土交通大臣が定める告示において、受入企業の基準を設定しており、1号特定技能外国人の雇用に際しては、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けることを求めています。 ▼建設分野における受入企業の基準及び受入計画の認定要件（一部抜粋） 1. 建設業法第3条第1項の許可を受けていること（建設業許可） 2. 受入企業及び1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録していること 3. 特定技能外国人受入事業実施法人（一般社団法人建設技能人材機構(JAC)が特定技能外国人受入事業実施法人として登録されています）又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、その行動規範を遵守すること 4. 賃金等の雇用契約に係る重要事項について、所定の様式による書面で、外国人が十分に理解することができる言語で事前に説明していること その他詳細は、国土交通省発表資料「建設分野における外国人技能者の受入れ」を参照願います。

【参考】出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」（2025年11月1日更新）

以上